

大分県知事 広瀬 勝貞 殿

改正建築士法の施行にあたり業務報酬基準に
準拠した契約の締結の徹底に関する要望

昨年6月に可決成立・公布された改正建築士法に「国土交通大臣の定める報酬の基準に準拠した契約締結の努力義務化（建築士法第22条の3の4）」が規定され、本年6月25日に施行されました。これは、設計又は工事監理の受託契約を締結しようとする者は、建築士法第25条に規定する報酬の基準に準拠した委託代金で受託契約を締結するよう努めなければならないとするものです。

建築物の安全性の確保と質の向上を図るために、設計・工事監理業務が、適切かつ円滑に実施されるよう、業務報酬が合理的かつ適正に算定されることが必要です。このため、建築士法第25条の規定に基づき、平成21年に国土交通大臣により告示第15号として業務報酬基準が定められています。今回、建築設計・工事監理の業務の適正化を目指した建築士法改正により、業務の質の確保を通じて国民の利益保護をさらに一層促進するため、業務報酬の基準に準拠した委託代金による契約締結の努力義務規定が設けられました。

これに加え、昨年6月には、公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部改正が行われ実施されました。この中においても、予定価格の適正な設定など、発注者の責務も定められました。

つきましては、こうした社会情勢に鑑み、実効性を高めるためにも改正建築士法の施行にあたり、規定を十分ご理解いただき、関係部局等への周知を図られるよう特段のご協力をお願いするとともに、業務報酬基準に準拠した契約の締結に努めることを徹底されますよう強く要望いたします。

なお、このために必要な予算の確保も含めまして改正建築士法の円滑な実施に向けた対応をしていただきますよう、特段のご配慮を要望いたします。

以上の要望趣旨を十分ご理解いただき、公共建築物の設計・工事監理業務の発注にあたり、下記につきまして実効性ある措置をお取りいただくようお願い申し上げます。

記

一、改正建築士法で規定された「国土交通大臣の定める報酬の基準に準拠した契約締結の努力義務化（建築士法第22条の3の4）」について十分ご理解いただき、関係部局並びに関係機関に対する周知の徹底を図ること

- 一、公共建築物の設計・工事監理業務の発注にあたり、上記規定に沿って業務報酬基準（平成21年国土交通省告示第15号）に準拠した契約締結に努めることを徹底すること
一、改正建築士法の施行にあわせ、必要な予算の確保を含め、円滑な実施に向けた対応が行われること

以上

平成27年10月13日

公益社団法人 大分県建築士会

会長 井上 正文



公益社団法人 日本建築家協会九州支部大分地域会

会長 後藤 靖



一般社団法人 大分県建築士事務所協会

会長 中野 满

